

災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会 開催要綱

1. 趣旨

災害時における被災者支援については、被災者一人ひとりのニーズを踏まえ、被災者に寄り添った支援を切れ目なく行うことが重要であり、より迅速な支援の実現が求められている。

被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を被災自治体が活用し、被災者支援に取り組むことができるよう、関係府省の一層の連携強化を図り、関係職員による情報共有や協議を行うため標記連絡協議会を開催する。

2. 構成

連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員を追加することができる。

また、連絡協議会の下に、課室長級による作業グループを開催することができる。

内閣府	政策統括官（防災担当） 大臣官房審議官（防災担当）
厚生労働省	大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、 国際調整、がん対策担当） 健康局長 職業安定局長 社会・援護局長 障害保健福祉部長 老健局長
国土交通省	土地・建設産業局長 住宅局長

3. 事務局

連絡協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、構成員の合議において決定する。